

令和元年度版

日立市に 住みたい・住み続けたい 皆さまへ

あなたの思いを応援する 住宅助成制度のご案内

子育て世帯のかたへの助成

日立市内で住宅を取得等する場合

最大 **51万5千円** を助成

2019
新規事業

子育て世帯・若年夫婦世帯のかたへの助成

日立市の山側住宅団地で住宅を取得等する場合

最大 **101万5千円** を助成

2019
新規事業

空き家の解体・リフォームをしたいかたへの助成

空き家を解体して跡地を活用する場合
空き家をリフォームして活用する場合

最大 **30万円** を助成



各助成の概要は裏面以降をご覧ください。

空き家利活用の応援

空き家の解体・リフォームをしたいかたへの助成

2019
新規事業

空き家利活用促進事業

1 空き家の解体助成

次のいずれかを満たす解体

- ① 空き家を解体して跡地を売却又は賃貸する場合
- ② 空き家の敷地を取得又は賃借後に空き家を解体する場合
- ③ 空き家を解体して跡地を公共的利用に供する場合（要事前相談）

工事費の1/3 最大 **30万円** を助成

2 空き家のリフォーム助成

次のいずれかを満たす場合

- ① 空き家をリフォーム後に売却又は賃貸する場合
- ② 空き家を取得又は賃借後にリフォームする場合
- ③ 空き家をリフォームし地域の活性化のための「まちづくりの活動拠点」として利用する場合（要事前相談）

工事費の1/3 最大 **30万円** を助成

助成の主な要件

- 1 共通
 - ・ 対象となる空き家は、1年以上居住の用に供されていない又は所有者等が亡くなった後居住の用に供されていない戸建て住宅又は併用住宅で、居住部分の床面積が50㎡以上のものとします
 - ・ 平成31年4月1日以降に実施した50万円以上の工事が対象です
 - ・ 助成金は、対象工事費に1/3を乗じた額とし、上限を30万円とします
- 2 空き家の解体助成
 - ・ 対象となる空き家は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認）の建物とします
- 3 空き家のリフォーム助成
 - ・ 対象となる空き家は、新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認）の建物とします
 - ・ 対象となるリフォームは、建物の機能、性能を維持又は向上させるための修繕、補修、模様替え等です

ひたちBRT沿線への良好な宅地整備の促進

ひたちBRT沿線で宅地開発事業を行うかたへの補助

2019 新規事業

ひたちBRT沿線良好宅地整備促進事業

【補助要件】ひたちBRT沿線（駅半径1km、バス停半径500m以内）で、開発行為により次の住宅区画を分譲すること ①4区画以上 ②最低敷地面積180㎡以上 ③240㎡以上の区画が全体の半数以上

【補助額】240㎡以上の住宅区画 1区画につき **50万円** 最大 **500万円**

日立市

茨城県日立市助川町1-1-1 TEL0294-22-3111 内線436
URL <https://www.city.hitachi.lg.jp/> 都市政策課 住政策推進室



日立市への定住応援



子育て世帯・若年夫婦世帯のかたへの助成

2019
新規事業

山側住宅団地住み替え促進事業

対象となる
かたの要件

- ①子育て世帯：中学生までの子を養育している世帯
- ②若年夫婦世帯：夫婦いずれかの年齢が40歳未満

1 山側住宅団地で住宅を建築・購入・増改築した場合（取得タイプ）

最大 **101万5千円** を助成

公共交通や自家用車の利用経費を考慮した手厚い基本助成（50万円）
また、住宅ローン（リフォームローンも対象）利子分の助成により1年分の住宅ローン利子負担がゼロに

住宅ローン利子 最大 **20万円**
住宅取得・リフォームの1年分のローン利子が対象

以下の加算要件はひたち子育て応援マイホーム取得助成事業と同じです。

加算額

基本助成
50万円

+

親世帯との同居 **10万円**

親世帯との近居 **5万円**
※同居加算との併用はできません

市外からの転入 **20万円**

市の水道使用 **1万5千円**

2 山側住宅団地で戸建住宅を借りて住んだ場合（賃借タイプ）

最大 **34万円** を助成

1年分の家賃相当最大24万円
(月額家賃の1/2(上限2万円)) × 12ヵ月
+
交通支援10万円

対象となる山側住宅団地（12団地）

高鈴台、山の神、青葉台、堂平、平和台、小咲台、中丸、塙山、金沢、台原、根道が丘、みかの原

助成の主な要件

取得タイプ：平成31年4月1日以降に住宅取得等（建築・購入・増改築）の契約を書面で締結していること（その他は、ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業と同じですので、右ページの「助成の主な要件」の1-②以降をご覧ください）

賃借タイプ：①平成31年4月1日以降に賃貸借契約を締結して1年以上居住すること
②賃借する住宅が親の所有でないこと ③居住部分の床面積が50㎡以上であること



子育て世帯のかたへの助成

ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業

対象となる
かたの要件

子育て世帯：中学生までの子を養育している世帯

日立市内で住宅を建築・購入・増改築した場合

最大 **51万5千円** を助成

日立市内全域での住宅の建築・購入・増改築が対象です（中古住宅、マンションも該当）

親世帯との同居 **10万円**
要件：親世帯と同じ建物に居住すること

親世帯との近居 **5万円**
要件：親世帯の居住地から、隣の小学校区までの範囲内に居住すること
※同居加算との併用はできません

市外からの転入 **20万円**
要件：市外に1年以上居住し、住宅取得を契機に日立市に転入すること

市の水道使用 **1万5千円**
要件：日立市企業局の水道を使用すること

加算額

基本助成
20万円

+

助成の主な要件

1 次の要件をすべて満たす住宅取得等（建築・購入・増改築）が対象です

- ①平成30年4月1日以降に住宅取得等の契約を書面で締結していること
 - ②令和2年3月31日までに所有権保存（移転）登記を完了し、取得等した住宅で住民登録すること
 - ③居住部分の床面積が50㎡以上であること（増築の場合は、居住部分の増床を10㎡以上行うこと）
 - ④建築基準法の関係法令の規定に適合した住宅であること
- 2 申請日又は契約日時点で中学生以下の子を養育していること
- 3 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと

